平成２８年（フ）第２３１号
大阪府岸和田市中井町３丁目17番８―405号
債務者　小𠮷　　充
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２３５号
大阪府和泉市幸２丁目２番40―209号
債務者　森　　健二
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
北海道苫小牧市字糸井149番地の63　ウエストＫＴ101号
債務者　尾形　未央
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第５６号
北海道苫小牧市明徳町１丁目35番10号
債務者　西村利加子（旧姓田川）
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第３６号
群馬県桐生市相生町２丁目224番地の６
債務者　竹澤麻沙美（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第６２号
金沢市観音堂町ヘ１番地10　ピュアライフ観音堂603号、従前の住所金沢市八日市１丁目177番地
債務者　倉跡　　涼
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６７号
静岡県富士市鈴川東町23番３号ハイツ・サンドヒルズ201号
債務者　尾崎　明広
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第７２号
静岡県富士宮市万野原新田4159番地の６
債務者　笹原　京子（旧姓持田）
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第７４号
三重県鈴鹿市東磯山４丁目15番７号　メイフェアー103号室、前住所三重県亀山市安坂山町1744番地
債務者　古市　順也
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９０号
三重県津市白山町川口5053番地７
債務者　中西　　弘
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９１号
三重県津市末広町７番20号　コーポマウント102号
債務者　中岡　憲司
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６７号
三重県桑名市大字東方1356番地１　マークスエコ桑名寺屋敷202号
債務者　福原　ゆき
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第７８号
三重県四日市市山分町53番地、前住所三重県三重郡川越町大字豊田577番地１　ヴィラ富洲原２―１
債務者　椙山　静香
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
三重県四日市市下之宮町197番地１　鈴木方
債務者　野本美恵子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
滋賀県彦根市東沼波町565番地19（201号）
債務者　田中　幸太
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１６号
滋賀県長浜市朝日町17番１号
債務者　更家　明宏
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第３０８号
京都市伏見区久我石原町４番地の41
債務者　金崎　宏志
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係